

第 3 5 号議案

東大和市地域福祉審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 8 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市地域福祉審議会条例の一部を改正する条例

東大和市地域福祉審議会条例（平成7年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

（1）地域福祉計画（地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画をいう。）に関すること。

ア 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

イ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

ウ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

エ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

オ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

第2条第2号中「及び障害福祉計画」を「、障害福祉計画」に改め、「に関する計画をいう。）」の次に「及び障害児福祉計画（障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。